

**出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで例外なく引下げ、
利息制限法の改悪を許さないことを求める声明**

2007年1月を目途に行うとされている出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という）の上限金利の見直し及び貸金業制度の見直しに向けて、現在開催中の臨時国会に改正案が上程される見通しとなっている。

その内、金利体系の見直しでは、グレーゾーンの廃止時期が金融庁案の9年から5年に短縮されたものの、5年のうち最後の2年間に高金利を許容されている。

多重債務問題の原因がクレジット・サラ金・商工ローン業者などの高金利にあることは明らかであるが、より根本的には、我が国の金利規制がかかる高金利の横行を許す構造となっていることが大きな問題である。即ち、貸金業者は、貸金業の規制などに関する法律（以下、「貸金業規制法」という）43条（みなし弁済規定）によって、一定の条件を満たせばグレーゾーン金利の取得が認められていることから、利息制限法を超える金利取得が許容され、多重債務者増大の大きな要因となっているのである。従って、多重債務問題解決のために特例を認めることなく、早期に出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げることが不可欠と言うべきである。それにもかかわらず、今回の改正案は、新たな特例金利を認めようとするものであり、多重債務問題の抜本的解決を先送りするものである。

また、改正案においては、利息制限法の金額刻みを物価にスライドさせ、5倍とし、貸付元本額が50万円未満の場合は年20%、50万円以上500万円未満の場合は年18%、500万円以上の場合は年15%と変更される案となっている。その結果、貸付元本額が10万円以上50万円未満の貸付では現行の年18%から年20%に、100万円以上500万円未満の貸付では現行の年15%から年18%に引き上げられることになった。利息制限法が制定された1954年の銀行平均貸出金利は年9%であり、現在が年1.6%であることからすれば、利息制限法の制限利率自体も高すぎると言うべきであり、金額刻みを変更することの合理性は全くない。現在の消費者金融1社当たりの平均利用額が約40万円であること、商工ローン、不動産担保ローンの借り入れが10万円以上500万円程度までであることからすると、多くの利用者の負担増となることから利用に直結する利息制限法自体が改悪される危険性が高まっている。

ここで改めて、国に対し、（1）緊急の資金需要者に対する少額短期貸付及び事業者向けの特例を認めることなく、できる限り早期に、出資法5条の上限金利を例外なく利息制限法1条の制限金利まで引き下げること、（2）貸金業規制法43条（みなし弁済規定）を廃止すること、（3）利息制限法のアナウンス金利の引き上げを行わないことを強く求める。

2006年（平成18年）10月16日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢